

# 大阪市コンプライアンス白書 平成 25 年度版（概要）

## 1. コンプライアンス推進の取組みの実施状況

### ● 公益通報制度

- 公益通報の総受付件数は 920 件であり、平成 23 年度比で 1.64 倍となっています。
- 公益通報の受付内容を分析したところ、環境局、教育委員会事務局・学校園に関する「職員服務規律に関する指摘」に係る公益通報が多く、また、職員間のパワーハラスメントの指摘が大きく増加していました。
- これらを受け、公正職務審査委員会から大阪市長あてに、服務規律確保の徹底及びパワーハラスメントへの対策の着手について意見書が提出されました。
- 引き続き、関係所属とも連携を図り、各所属において組織の自浄作用が発揮できるように取り組みます。

### ● 不当要求行為

- 条例に基づく不当要求行為の報告件数は 0 件でした。
- 職員アンケートにおける不当要求行為対応制度や行政対象暴力対応研修の認知率は低く、これでは今後、本市に対し不当要求行為が行われた場合に適切に対応できないおそれがあるため、継続的な周知を行う必要があると考えています。

### ● コンプライアンス研修

- 職員アンケートにおける「コンプライアンスを特に意識していない。」との回答割合が 3.2% であり、まだまだ改善の余地が残されています。
- コンプライアンス研修の内容を充実させること等により、更なる職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があると考えています。

## 2. 総括

本来、法律や条例に基づいて業務を行うこととされている公務員がコンプライアンスを意識することは当然のことであり、本市としては、「コンプライアンスを意識している」との回答割合を 100% とすることを目指して、更に職員のコンプライアンス意識の向上を図り、「コンプライアンスを意識していない」との回答割合をゼロとする必要があると考えています。

市民の皆様から信頼され、その信託に応える組織風土の確立のためには、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的にコンプライアンスを推進するような組織を目指す必要があります。

そのためには、コンプライアンスの推進に係る各種取組みについて、P D C A サイクルによる評価と見直しを行い、効率的かつ実効性のある取組みとなるよう積極的に改善を図ってまいります。